

消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議の概要

平成25年2月12日
消費者委員会

趣旨

消費者委員会消費者安全専門調査会において、「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」について検討を行い、報告書を取りまとめた。

消費者委員会は、この報告書を踏まえ、消費者事故の未然防止の方策の一つとして、製品リコールに関する情報や注意喚起の情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組み構築に向けた対応策について建議を行う。

建議先及び建議事項

リコール情報を含む注意喚起の情報を消費者に届けるための方策

消費者庁	① 消費者安全法により事故情報が通知、収集される行政機関を通じたルートについて、情報発信のルートとしても活用できるよう、双方向の流れとする体制を整備し、広く多様なルートを活用するための検討を行うこと。	報告書 P. 24
消費者庁 関係各省庁	② 関係各省庁が独自に持っている情報提供のツールや媒体の把握に努め、消費者の属性に応じて、そのツールに伝えるべき情報の掲載や紹介を積極的に求めること。また、関係各省庁は、独自に持っている情報提供のツールや媒体について、消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。	P. 26
消費者庁	③ 消費者安全法第10条において設置が規定されている消費生活センターを、安全に係る情報伝達を扱う情報提供の拠点とする位置づけを図り、さらに情報の重要度合がわかるように発信する情報内容を検討の上、伝達を行っていくこと。	P. 26

特にリコール情報を必要な消費者に届けるための方策

経済産業省	④ 販売事業者等の実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。	P. 28
消費者庁	⑤ リコール情報サイトについて、情報提供のための基本的な方針を検討し、掲載情報の充実を図ること。	P. 32
消費者庁 関係各省庁	⑥ 「リコール情報メールサービス」と「子ども安全メールfrom消費者庁」との連動を検討すること。また、他省庁や独立行政法人が行っているメールマガジンとの連携も有効であることから、連携に向けて協議を行うこと。関係各省庁は、消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。	P. 32

情報を受け取った消費者が、自ら危険を認知し、危険回避の行動を取るための方策

消費者庁 関係各省庁	⑦ 消費者の日常生活における危険認知や回避能力の向上のためにも、製品安全に係る消費者教育・啓発の一層の充実をはかること。	P. 36
---------------	--	-------